

※資料1-1のNoを抜粋

No	提出意見(要約)	パブリックコメントの回答案	修正前 (パブリックコメント時点の素案)	修正後 (別添の修正後の素案)
2	第1章「計画の策定に当たって」において、子どもの権利条約のことをより明確に盛り込んでほしい。	日本国憲法や子どもの権利条約の精神にのっとり、こども基本法が施行されたとの背景について記載します。 (訂正前) 国は、こうした子供・子育て家庭を取り巻く社会情勢の変化を受けて、令和5年(2023年)4月に「こども基本法」を施行し、… (訂正後) 国は、こうした子供・子育て家庭を取り巻く社会情勢の変化を受けて、日本国憲法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、令和5年(2023年)4月に「こども基本法」を施行した。同法のこども政策の立案・実施を担う行政機関として…	【1ページ】 国は、こうした子供・子育て家庭を取り巻く社会情勢の変化を受けて、令和5年(2023年)4月に「こども基本法」を施行し、同法のこども政策の立案・実施を担う行政機関としてこども家庭庁」を発足させるとともに、	【1ページ】 国は、こうした子供・子育て家庭を取り巻く社会情勢の変化を受けて、 日本国憲法及び子どもの権利条約の精神にのっとり 、令和5年(2023年)4月に「こども基本法」を施行した。同法のこども政策の立案・実施を担う行政機関として「こども家庭庁」を発足させるとともに、
4	5つの計画のうち、既存の計画はどれか、整合と連携を図る計画が記載されているが、これらは既存の計画が示してほしい。	こども計画に包含する計画のうち、既存の計画は、「子ども・子育て支援事業計画」及び当該計画に包含している「ひとり親家庭等自立促進計画」です。新たに策定する計画をお示しするよう追記いたします。なお、整合を図る計画については、全て既存の計画です。	【3ページ】 ●「子ども・子育て支援事業計画」(子ども・子育て支援法第61条) ●「次世代育成支援行動計画」(次世代育成支援対策推進法第8条) ●「子ども・若者計画」(子ども・若者育成支援推進法第9条) ●「ひとり親家庭等自立促進計画」(母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条) ●「成育医療等基本方針に基づく計画」	【3ページ】 ●「子ども・子育て支援事業計画」(子ども・子育て支援法第61条) ●「次世代育成支援行動計画」(次世代育成支援対策推進法第8条) ※ ●「子供・若者計画」(子ども・若者育成支援推進法第9条)※ ●「ひとり親家庭等自立促進計画」(母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条) ●「成育医療等基本方針に基づく計画」※ ※こども計画に包含して新たに策定
17	子供・若者の意見表明の仕組みを構築するためには、自己の意見を形成することをサポートするという視点も追記すべきである。子供・若者は、独立した権利主体であり、意見表明の自由の主体である点を総論的部分等において明確に掲げる必要がある。	子供・若者の意見表明を確保するためには、意見形成を支援し、意見表明しやすい環境の整備が必要であることから、施策1について、追記します。 【施策の方向性(2)6行目】 (修正前) その思いや意見が述べることができる機会の確保等、… (修正後) 意見形成への支援を進め、その思いや意見を述べることができる機会の確保等、…	【57ページ】 子供・若者がその年代に応じて、その思いや意見を述べるができる機会の確保等、意見表明の仕組みづくりを進めます。	【59ページ】 子供・若者がその年代に応じて、 意見形成への支援を進め 、その思いや意見を述べるができる機会の確保等、意見表明の仕組みづくりを進めます。
50	施策7の文中の文言について「多国籍が進む」ではなく、「多国籍化が進む」に改めるべきではないか。また、こあらくらが紹介されているが、さくら広場が紹介されていない理由は何か。	施策7「外国にルーツのある子供・若者及び子育て家庭への支援」の記載を下記のとおり修正いたします。 (修正前) 本市では、外国人市民の増加や多国籍が進み、 (修正後) 本市では、外国人市民の増加や多国籍化が進み、 また、施策7においては、外国にルーツを持つ子供や若者への直接的な支援として、教育環境の整備や学習支援等を行う方向性について記載しております。こあらくらは施策の方向性に示す子育て世帯の交流や情報交換の場の提供に係る取組についての指標の一つとして記載しているものです。さくら広場につきましては、引き続き市立幼稚園、小・中学校に周知を行うとともに、日本語指導が必要な児童生徒には、日本語加配教員を通じて、直接案内をする取組を行ってまいります。	【73ページ】 本市では、外国人市民の増加や多国籍が進み、	【78ページ】 本市では、外国人市民の増加や 多国籍化 が進み、
73	「プレコンセプションケア(妊娠前の健康管理)」について計画に記載してほしい。	施策11「子供・若者への切れ目のない健康づくり・医療の提供」における、施策の方向性「(3)性や妊娠に関する知識等の普及啓発や生涯を見据えた健康管理等の意識向上を図ります」という記載が、プレコンセプションケアの取組に該当します。御指摘を踏まえ、プレコンセプションケアとして記載を一部修正します。	【83ページ】 (3)性や妊娠に関する知識等の普及啓発や生涯を見据えた健康管理等の意識向上を図ります	【89ページ】 (3) プレコンセプションケアの啓発を行い、性や妊娠に関する情報等の提供や生涯を見据えた健康管理等の意識向上を図ります
-	-	-	【72ページ】 医療的ケア児等コーディネーターの配置数 現状値 令和5年度(2023年度) 1人 目標値 令和11年度(2029年度) 2人	【77ページ】 医療的ケア児等コーディネーターの配置数 現状値 令和5年度(2023年度) 福祉系 0人 医療系 2人 目標値 令和11年度(2029年度) 福祉系 1人 医療系 1人